

# 公立学校情報機器整備費補助金交付要綱

元文科初第1505号  
令和2年2月20日  
文部科学大臣決定

令和2年5月20日 一部改正

## (通則)

第1条 公立学校情報機器整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、国の予算の範囲内でその経費を補助し、公立の補助対象校において情報機器を整備するために必要とする経費を地方公共団体等に対して補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。

- (1) 公立学校情報機器購入事業
- (2) 公立学校情報機器リース事業
- (3) 都道府県事務費
- (4) 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- (5) 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- (6) GIGAスクールサポーター配置支援事業
- (7) 公立学校入出力支援装置購入事業

## (交付の対象及び算定割合)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が又は地方公共団体と民間団体が共同で補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業を行う者は（以下「補助事業者」という。）、別表1の補助事業者の欄に掲げる者とする。
- 3 補助対象校は、別表1の補助対象校の欄に掲げる学校とする。
- 4 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるところによる。

## (交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請については、補助事業者は、大臣に対し、交付申請書（別記様式1－1～7）に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の場合において、地方公共団体が情報機器をリース契約により整備する場合は、当該リース契約の相手方である民間団体と共同で申請を行う（以下「共同申請」という。）ものとする。
- 3 前二項の場合において、補助金の交付を受けようとする者が市町村（東京都の特別区、市町村の組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（共同申請の場合は前項の民間団体（以下「共同申請者」という。）を含む。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請が都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### （交付の決定）

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2－1～7）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付の申請をした者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を都道府県教育委員会が交付の申請をした者に通知するものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### （申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式3－1～7）を提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請が都道府県教育委員会に到着してから文部科学省に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### （経費の効率的使用等）

第7条 地方公共団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又

は随意契約をすることができる。

(交付の決定の内容の変更)

第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4－1～7）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者に通知（別記様式5－1～7）するものとする。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式6－1～7）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者に通知（別記様式7－1～7）するものとする。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、第8条第3項の規定を準用するものとする。

(事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8－1～7）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書（別記様式9－1～7）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、第10条第2項の規定を準用するものとする。

(事業の遂行等の命令)

第12条 大臣は、補助事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従つて当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時

停止を命ずることができる。

- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に事業完了実績報告書（別記様式10-1～7）を提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、当該年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書（別記様式11-1～7）を大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別記様式12-1～7）するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）に通知するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付（以下「過大交付」という。）されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。ただし、共同申請の場合においては、過大交付が共同申請者の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、地方公共団体に対して補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは、都道府県教育委員会が返還を命ずるものとする。
- 5 第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難い場合には、地方公共団体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができます。
- 6 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を

含む。)であるときは、返還期限は都道府県教育委員会から返還命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村(共同申請の場合は共同申請者を除く。)が、この期限により難い場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で都道府県教育委員会が別に定める日以内とすることができます。

- 7 前二項の場合において、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第15条 大臣は、第13条の規定に基づき報告を受けた事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村(共同申請の場合は共同申請者を含む。)であるときは、都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者に通知(別記様式13-1~7)するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第5項及び第7項(第5項ただし書きを除く。)の規定を準用する。

(立入検査等)

第17条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村（共同申請の場合は共同申請者を含む。）であるときは第15条第2項の規定を準用するものとする。

（財産の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。

別表 1

補助事業名	補助事業者	補助対象校	補助対象経費	補助率
公立学校情報機器購入事業	・都道府県 ・市町村	・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部	・地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超える児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費で大臣が認める経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	・1台4.5万円を上限（1台4.5万円を下回る場合は実費）とする。 ・別表2に掲げる地域については、4.5万円に同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。 ・算出された総額（設置者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
公立学校情報機器リース事業	・都道府県 ・市町村 ・民間団体（情報機器をリース契約により地方公共団体に提供する者）	・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部	・地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超える児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費で大臣が認める経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	・1台4.5万円を上限（1台4.5万円を下回る場合は実費）とする。 ・別表2に掲げる地域については、4.5万円に同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。 ・算出された総額（設置者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

都道府県事務費	都道府県	—	・都道府県が域内の補助事業の適正なる執行をはかるために必要な事務に要する経費（人件費、旅費、報酬費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費、備品費等）で大臣が認める経費	・定額補助とする。 ・算出された総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭学習のための通信機器整備支援事業	・都道府県 ・市町村	・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部	・児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するためには必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイル Wi-Fi ルーター、USB 型 LTE データ通信機器（USB ドングル）、SIM カード）の貸与を目的とした購入費で大臣が認める経費 ※初期設定費を含む	・1式1万円を上限（1式1万円を下回る場合は実費）とする。 ・算出された総額（設置者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
学校からの遠隔学習機能の	・都道府県 ・市町村	・公立の小学校、中学校、義務教育学校	・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、	・1／2 ・算出された総額（設置者単位）

強化事業		義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	マイ克、これらの附属品。) の購入費で大臣が認める経費 ※設備の運搬費、設置・据え付け費を含む	に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
GIGA スクールサポート一配支援事業	・都道府県 ・市町村	・公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	・ICT 環境整備の設計や使用マニュアル (ルール) の作成などを行うための ICT 技術者の配置に要する経費 (人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑務費等) で大臣が認める経費	・1／2 ・算出された総額 (設置者単位) に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
公立学校入出力支援装置購入事業	・都道府県 ・市町村	・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部	・障害により情報機器の入出力 자체に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費で大臣が認める経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	・定額補助とする。 ・個別の入出力支援装置の下限額を 1 万円とする。 ・算出された総額 (設置者単位) に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

特別加算の対象地域	特別加算率
へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条第1項に基づく1級から5級のへき地学校	102／100
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	102／100
奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189条）第1条に規定する区域に所在する場合	102／100
小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79条）第2条に規定する区域に所在する場合	102／100
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する区域に所在する場合	102／100

重複して該当する場合は、重複して特別加算を加えられない。

(別記様式1－2 交付申請書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付申請書

公立学校情報機器整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け 文科初第号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱（元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定）第4条第1項の規定に基づき、添付様式を添えて交付を申請します。

記

交付申請額 \_\_\_\_\_ 千円

(注) 交付申請額は、千円未満を切り捨てて記入すること。

交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。

(別記様式2-2 交付決定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿  
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

印

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器整備費補助金については、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱（元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

3 実績報告については、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱（元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第13条によるものとする。

4 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式3－2 申請取下書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器整備費補助金の実施について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式4－2 内容変更承認申請書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名  印

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器整備費補助金について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認してくださるよう申請します。

記

1. 既交付決定額  千円

2. 変更後の交付額  千円

3. 変更増減額  千円

4. 変更の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式5－2 内容変更承認通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿  
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

印

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円

既交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円

変更増減額 \_\_\_\_\_ 千円

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6－2 事業中止(廃止)承認申請書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

公立学校情報機器整備費補助金事業(公立学校情報機器リース事業)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器整備費補助金について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第9条第1項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止(廃止)したいので、承認してくださるよう申請します。

記

1 交付決定額 千円

2 中止(廃止)の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式7-2 事業中止(廃止)承認通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)事業中止(廃止)承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器整備費補助金事業の中止(廃止)に係る申請については、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

(別記様式8－2 事業遅延報告書)

番 号  
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名

[印]

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

学校名	交付決定額	遅延の理由	当初完了予定期	見直し後完了予定期
			年 月 日	年 月 日

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

(別記様式9-2 状況報告書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)状況報告書

公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

学校名	交付決定額	納入済 端末台数	納入予定 端末台数	完了予定 年月日

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

(別記様式10-2 事業完了実績報告書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 又は  
都道府県教育委員会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額

\_\_\_\_\_円

2. 確定額

\_\_\_\_\_円

(交付決定額のうち、不用額

\_\_\_\_\_円)

(別記様式1 1－2 年度終了実績報告書)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 又は  
都道府県教育委員会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱（元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定）第13条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(別記様式1 2-2 交付額確定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿  
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器整備  
費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱（元文科初  
第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定）第14条第1項の規定に基づき、金\_\_\_\_\_  
千円に確定したので通知します。

(別記様式13-2 交付決定取消(変更)通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿  
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

[印]

公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)交付決定取消(変更)通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器整備費補助金について、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文部科学大臣決定)第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す(変更する)こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消(変更)金額 \_\_\_\_\_ 千円

取消(変更)後の金額 \_\_\_\_\_ 千円

取消(変更)前の金額 \_\_\_\_\_ 千円

2 交付決定取消(変更)の理由